

総合支援資金（生活支援費）特例貸付のご案内

◆本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります◆

総合支援資金（生活支援費）【特例貸付】の貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付限度額 単身世帯：一世帯につき月 15 万円まで借りることができます
2人以上の世帯：一世帯につき月 20 万円まで借りることができます。
- 貸付期間 原則 3 か月
- 据置期間 貸付の日から 1 年以内
- 償還期間 据置期間終了後 10 年以内
- 貸付利子 無利子
- その他 申請書類等は、**切手(長形 3 号の場合 94 円)**を貼り、**令和 3 年 1 1 月末までに郵送してください。**

郵送前に、「確認チェックリスト」に沿って、申請書類等をご確認ください。

郵送先は、札幌市社会福祉協議会 生活福祉係（〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 札幌市社会福祉総合センター）になります。

各区社会福祉協議会では取扱っていませんので、ご注意ください。

※申請書類には、消えるボールペンは使用しないでください。

総合支援資金(生活支援費)特例貸付の申込に必要なもの

- ① 借入申込書(原本) ※①②③は、実施主体等のホームページから片面印刷してください。
- ② 借用書(原本) 記入例を参考に記入、署名してください。
- ③ 収入の減少に関する申立書(原本)
- ④ 世帯全員の住民票(マイナンバーの記載がない、発行から 3 か月以内のもの。原本。)
- ⑤ 借入申込者の健康保険証の写し又は、運転免許証やパスポート等公的機関の発行する借入申込者の顔写真が貼付された証明書の写し。(住所変更の場合は、その部分のコピーも必要)
※外国籍の方は、在留カード(特別永住者証明書)のコピーも必要。
- ⑥ 借入申込者の預金通帳(北海道銀行、北洋銀行又はゆうちょ銀行。支店名・口座番号・口座名義をコピー)
- ⑦ 住居確保給付金に関する支給申請書の写し又は、支給決定書の写し(該当者のみ。その場合④⑤を省略可)

実施主体：社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

特例貸付コールセンター フリーダイヤル：0120-321760 受付時間：9 時～18 時